東京大学 柳川範之

- 0 (一般論として)審議会について
 - ・そもそも審議会とは、政策や法律の決定機関ではないはず
 - ・結果的に、審議会の意見や決定が、実質的な決定となることはあっても 政策や法律は国会によって定められる
 - ・本来は、第三者や専門家からの意見を集約する場であり、現実として利害調整が 行われるとしても、それが政策決定でなければならない、というのでは本末転倒では。

1 長期的な政策の議論

- ・AIやロボット技術の進展など、労働を巡る環境は大きく変化しつつある。
- ・労働政策の長期的な方向性を議論する場、利害調整の枠を超えて大きな方向性を検討する場が、どうしても必要と考える。
- ・エビデンスに基づいて、議論し検討することは、当然必要である。

2 委員構成について

- ・いわゆる非正規と呼ばれる人や個人事業主と分類される人など、広い意味で「働く」 という立場にある人の多様化が進んでいる。これらの人々の声や意見が、きちんと届 くような委員構成も必要なのではないか。
- ・労使ともに、年齢構成や産業属性に偏りがないかどうかは検討すべき。委員構成その もので完全な調整をすることが難しいのであれば、偏りのない意見集約がなされてい るかどうかを重視すべき。
- ・意見集約の場であるという前提に立てば、もう少し幅広い立場の専門家も公益委員と して、あるいは専門委員として加えても良いのではないか。
- ・エビデンスに基づいた検討という観点からも、専門委員などの活用は有効ではないか。

3 政策決定のスピードについて

- ・環境変化が、急速に進んでいることを考えると政策決定のスピードは決定的に重要
- ・労使双方の意見を十分にきくことは重要であるが、完全な利害調整・意見調整を待っていると、決定が遅きに失することもあるのではないか。
- ・多様なメンバーを揃えても、それぞれが完全な拒否権をもたなければ、スピードは損なわれないのでは。言い換えると、全会一致を強く求めすぎるとスピードは遅くなる。
- ・審議会の役割とも関係するが、審議会での議論を十分に尊重しつつ、迅速に政策決定 が行えるようにしていく必要がある。